

玉名市都市計画マスタープラン策定について

1. 計画策定の背景・目的

現行の「玉名市都市計画マスタープラン（平成11年策定）」は、地域特性を踏まえたまちの将来像やまちづくりの方針等を具体的に示し、無秩序な開発の抑制や適切な土地利用の誘導など計画的な市街地の形成を図るため、平成31年を計画年次として旧玉名市で策定されました。

その後、平成17年の1市3町の合併をはじめ、少子高齢化の進行、人口減少社会の到来や様々な環境問題、また、ハード面についても九州新幹線新玉名駅の開業や国道208号玉名バイパスの開通、また、新庁舎の移転建設が予定されるなど、玉名市を取り巻く環境が近年大きく変貌して参りました。

また、平成23年度においては、熊本県が決定する新たな玉名都市計画区域において、旧玉名都市計画区域及び長洲都市計画区域（旧岱明町）が統合されるとともに、大浜町大栄地区が新たに編入され、都市計画区域についても変更が生じていることから、現在の玉名市における社会情勢に適合した都市計画の方向性、基本方針及び用途地域等の見直しが必要な時期を迎えております。

このようなことから、今後の玉名市の将来像を見据え、より良い都市づくりの実現を目指すため、新たな「玉名市都市計画マスタープラン」を策定するものです。

2. 都市計画マスタープラン（通称：都市マス）とは・・・

都市計画マスタープランは、都市計画の方向性を示すもので、例えば、宅地、建物、山林、農地、川、湖沼、道路、公園、その他日常の生活環境及びこれらの風景なども含めて、「空間的な要素」をこれからどのようにしていくべきか、ということを検討し、明らかにしていく計画です。

都市計画区域・用途地域といった「開発・土地利用規制」や、都市計画道路整備、公共下水道整備、市街地開発事業といった「都市計画事業」など、個別具体の都市計画制度は、この都市マスの考え方に基いて適用していく形になります。

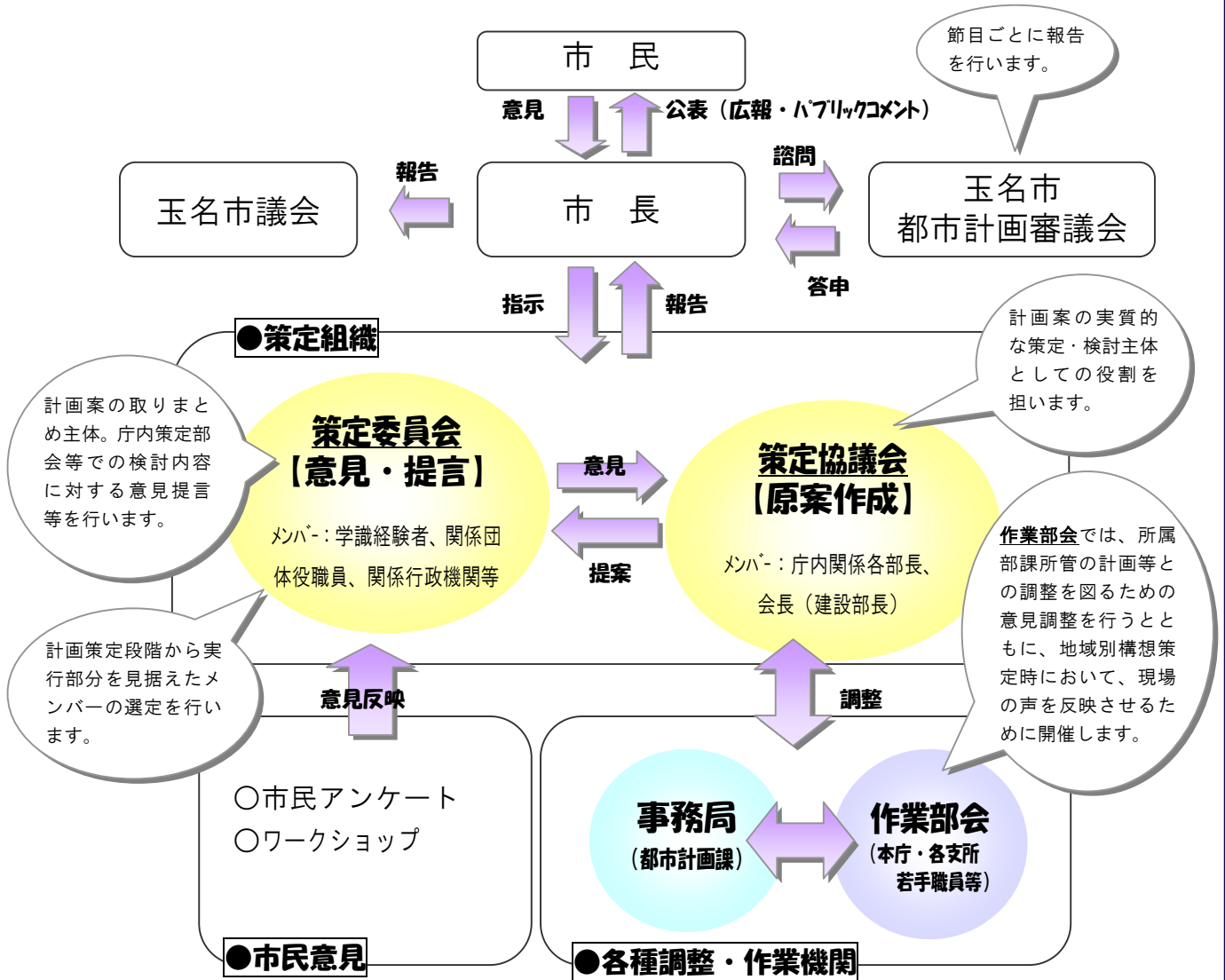


都市計画マスタープランの法律上の位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に位置づけられる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に該当する法定計画であり、平成4年より、各市町村において、市町村総合計画ならびに県のマスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）に即して、定めるものとされています。

3. 都市計画マスタープラン策定にあたっての検討体制図

都市計画マスタープラン策定にあたっての検討組織は、「策定委員会（庁外）」と「策定協議会（庁内）」「作業部会（庁内）」の3つの組織を中心に検討します。「策定委員会」は、最上位にあたる組織として、計画検討の舵取りの役割を担います。「策定協議会」は、計画の実質的な部分についての計画を検討し、原案を作成します。「作業部会」は、所属部課所管の計画等との調整や、個別具体の検討の際に、現場の声を反映させるため、全体会議、個別協議等を実施します。



4. 策定委員会・策定協議会・作業部会の開催スケジュール（予定）

委員会開催	委員会開催時期	議題	策定協議会開催時期	作業部会開催時期	備考
第1回	H24.5.25	まちづくりの基本的課題	H24.5.18	H24.4.26	現況、課題
第2回	H24.8.29	まちづくりの理念、目標、将来都市構造	H24.8.2	H24.6.29	全体構想
第3回	H25.1.21	分野別まちづくり方針	H24.11.21	作業シートにて対応	分野別方針
第4回	H25.6月下旬	地域別まちづくり計画	H25.6月上旬	H25.5月中旬	地域別構想
第5回	H25.9月下旬	重点まちづくり計画	H25.9月上旬	H25.8月中旬	全体
第6回	H25.10月下旬	全体とりまとめ	H25.10月中旬	H25.10月中旬	全体

※ 開催日程については、都合により変更する場合があります。

5. 組織メンバー

策定委員会（庁外） 15名

学識経験者 5名

九州看護福祉大学教授
九州看護福祉大学教授
崇城大学准教授
建築士会あらたま支部代表
玉名市農業委員会会長

関係行政機関 3名

玉名警察署が推薦する者
有明行政事務組合消防本部が推薦する者
熊本県玉名地域振興局が推薦する者

市議会議員 1名

玉名市議会建設委員長

市長が認める者 6名

玉名市商工会議所会頭
玉名市商工会会長
玉名市社会福祉協議会事務局長
玉名市区長会協議会会長
男女共同参画社会づくり地域リーダー
JA玉名女性部横島支部長

策定協議会（庁内） 13名

建設部長	市民生活部長	企業局長	会計管理者	天水支所長
総務部長	健康福祉部長	議会事務局長	岱明支所長	
企画経営部長	産業経済部長	教育次長	横島支所長	

作業部会 22名

総務課	農林水産政策課	生涯学習課
財政課	総合福祉課	文化課
企画経営課	高齢介護課	岱明総合支所総務振興課
地域振興課	商工観光課	横島総合支所総務振興課
管財課	土木課	天水総合支所総務振興課
生活安全課	住宅課	都市計画課
税務課	水道課	
環境整備課	下水道課	

※ 作業部会員については、主に上記の関係課における係長及び参事職の職員で構成する。

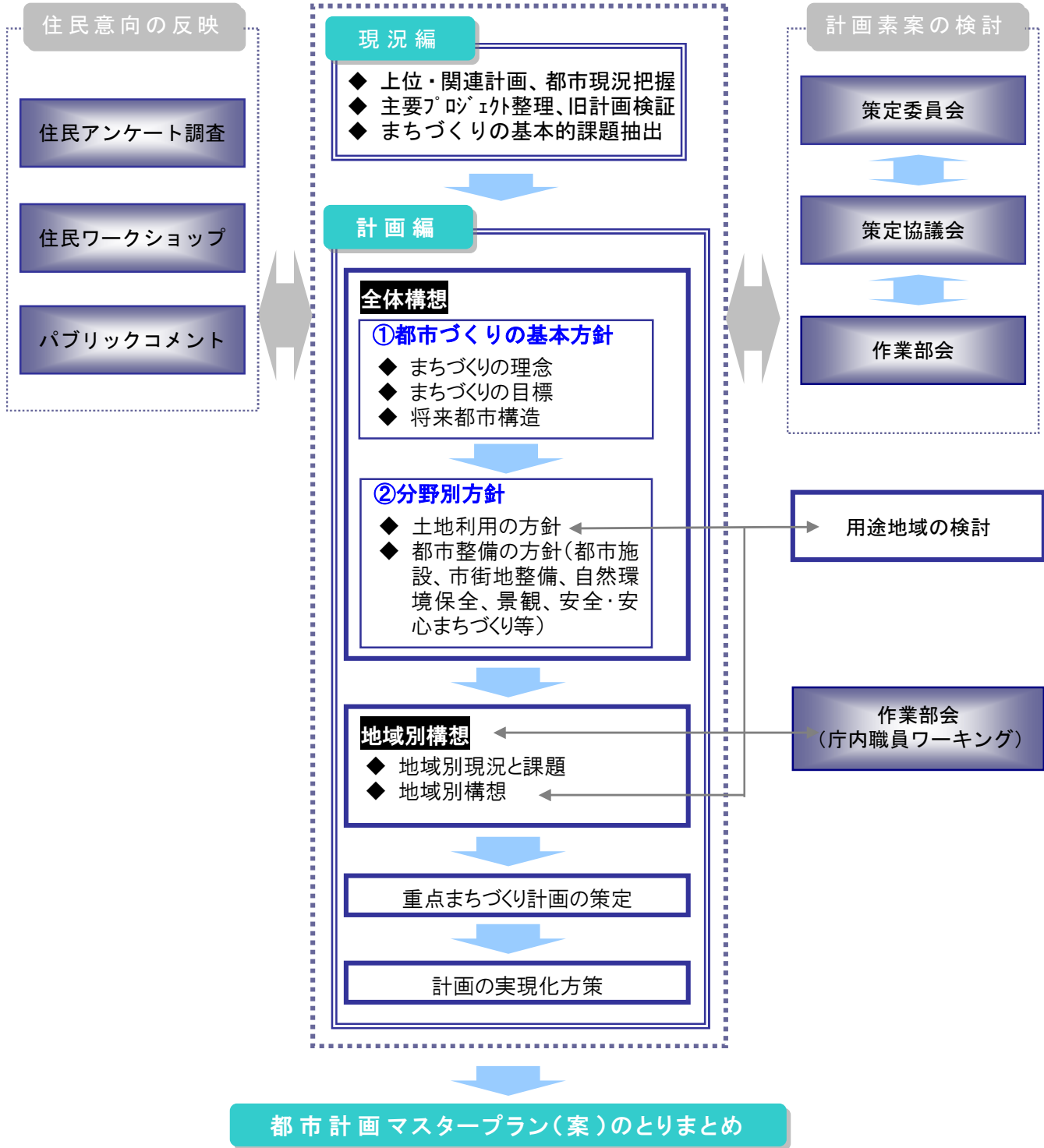
事務局

都市計画課 都市計画係

6. 都市計画マスタープランの構成、策定手順

都市計画マスタープランは、以下のような構成・手順で検討作業を進めます。

(都市計画マスタープラン作業項目)



(お問い合わせ先)

玉名市役所 都市計画課 都市計画係
TEL 0968-75-1122

FAX 0968-75-1221